

郵政公社の不当労働行為断罪



郵産労石神井支部に組合事務室の設置命令！

生田郵政公社総裁は
中央労働委員会の命令を守れ！



■ FAX送付先 ■

■中央労働委員会救済命令の行政訴訟を
直ちに取下げろの要請FAX■

日本郵政公社 総裁 生田 正治 殿あて

03-3504-0169

■日本郵政公社の行政訴訟に直ちに
「緊急命令」の要請FAX■

中央労働委員会 会長 山口 浩一郎 殿あて

03-5403-2250

■ 激励及び連絡先 ■

〒177-8799

東京都練馬区石神井台3-3-7 石神井郵便局内

郵政産業労働組合石神井支部

不当労働行為を断罪

郵政産業労働組合（略称郵産労）石神井支部は1983年に結成。1998年組合事務室の不貸与は不当労働行為であるとして、中央労働委員会へ不当労働行為救済の申請をする。2004年11月24日中央労働委員会の命令交付。労組法7条3項の不当労働行為に該当する。組合事務室の使用を承認しなければならないと命令。

33年ぶりの救済命令

不当労働行為を断罪した、中労委命令は33年ぶりの不当労働行為救済命令となりました。裁判判例より重いとされる中労委命令の不履行は天に唾する行為です。

郵政公社の引延しは許されません！

日本郵政公社は2004年12月21日、中央労働委員会の命令を履行せず、東京地方裁判所に命令の取消しを求める裁判をおこしました。

中労委命令は、組合事務室の不貸与は組合弱体化を意図した不当労働行為と断罪。郵政公社に組合事務室を貸与するよう命じています。

この命令の不履行は、労組法7条3項違反の不当労働行為を認めないばかりか、日本郵政公社の行動憲章で宣言している法令の厳守にも反する社会的責任の放棄です。早期解決を引き延ばすものであり、とうてい許されません。

郵政公社への抗議をするよう訴えます。

